

福岡市公報

令和 7 年 9 月 29 日 第 7179 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市事務分掌規則等の一部改正（第85号）	1
○福岡市市税条例施行規則の一部改正（第86号）	2
告 示	
○指定納付受託者の指定（第204号）	2
○市道の区域の変更（第205号）	3
水 道 局	
○一般競争入札の実施（公告第29号）	3
東 区	
○転居の届出の無効（公告第 2 号）	4

規 則

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第85号

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(福岡市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第18条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項中「250万円」を「400万円」に改める。

別表第 3 3 主査の表総務企画局の部国際部の款国際政策課の項中「2」を「3」

に改め、同表福祉局の部中

生活福祉部	事業推進	1
	総務	1
	業務	1
	事業推進	1

を

生活福祉部	事業推進	1
	総務	1
	業務	1

に改める。

(福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則の一部改正)

第2条 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則（平成13年福岡市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号イ中「250万円」を「400万円」に改める。

別表第1及び別表第2中「250万円」を「400万円」に、「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

福岡市市税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年9月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第86号

福岡市市税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市市税条例施行規則（昭和37年福岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第35条第1項第2号の規定に該当する場合の部(1)の項中「扶養控除額」の次に「、特定親族特別控除額」を加える。

別表第3条例第64条第2項の規定に該当する場合の部4の項中「第5条第27項」を「第5条第28項」に、「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

(個人の市民税に関する適用区分)

2 この規則による改正後の福岡市市税条例施行規則別表第1の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

告 示

福岡市告示第204号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

指定納付受託者の名称及び 事務所の所在地	指定納付受託者に 納付させる歳入	指定をした日
横浜市港北区大豆戸町275番地 アマノ株式会社	福岡市東部工場における自己搬入ごみのごみ 処理手数料	令和 7 年 9 月 11 日

福岡市告示第205号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第 1 項後段の規定により公示する。
その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から
30日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路 線 名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
博多8054	博多駅前線	博多区博多駅中央街2004番 2 地先から	旧	42. 25～45. 55	20. 81
		同 博多駅前三丁目 1 番地先まで	新	42. 25	20. 81
博多9074	博多駅前線	博多区博多駅前三丁目 1 番地先から	旧	26. 95～32. 80	37. 92
		同 博多駅前三丁目 8 番地先まで	新	26. 10～27. 00	37. 92

水 道 局

福岡市水道局公告第29号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市水道局契約事務規程第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 9 月 29 日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A又はB	東区社領2丁目地内外4件電気防食対策工事	
塗装	五十川塩原大橋水管橋塗装工事	
管1種A	城南区荒江1丁目地内No.2配水管布設工事	
	博多区板付1丁目地内No.2配水管布設工事	
	博多区上牟田3丁目地内配水管布設工事（概算数量設計）	
	中央区梅光園1丁目地内配水管布設工事（概算数量設計）	
	中央区薬院3丁目地内配水管布設工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和7年10月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

東 区

福岡市東区公告第2号

次の者に係る転居の届出は無効であるので、公告する。

令和7年9月29日

福岡市東区長 平 田 成 人

無効である住所	氏 名	届出年月日
福岡市東区香椎浜三丁目3番5-3008号 モントレー香椎浜サーフタワーセンターコート	出光 みどり	令和7年5月22日
	LI KIM LUN	
	出光 樹希	